

第5回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成26年12月22日（月） 13：28～15：12

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201.202 会議室

出席者：

委員

太田会長、安宅副会長、井上委員、小出委員、坂内委員、佐藤委員、渋井委員、
仙波委員、野田委員、星野委員、本澤委員、目黒委員、吉田委員、若色委員

市

須藤上下水道部長、久利生下水道課長、室井下水道課長補佐兼施設係長、関谷普及係長、
伊藤管理係長、武藤下水道建設係長、北村主査、飯泉主任、平山主事
コンサルタント(日本水工設計株式会社)
門田文仁、武井弘

事務局(久利生)	<p>皆様こんにちは。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりました。ただいまより第5回那須塩原市下水道審議会を開会いたします。皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>はじめに本日の委員の出席状況をご報告させていただきたいと思います。本日は委員14名全員の出席となっております。従いまして下水道審議会規則第6条第3項におきまして、本日の審議会は成立いたしましたことを報告いたします。合わせまして、本日もコンサルタントを同席させていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>本日の第5回審議会の審議内容でございますが、第4回の審議会から繰り越しました使用料算定期間について、それから使用料算定期間中の収支見積もりについて、また会議次第の議事について本日ご審議いただきたいと思います。</p> <p>それでは太田会長よりご挨拶をいただき、引き続き下水道審議会規則第6条第2項に基づきまして、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
太田会長	<p>皆さんこんにちは。あと一週間で大晦日と大変忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。本日は5回目ということでございまして、当審議会は来年度を含め10回を予定しておりますが、ちょうど折り返し地点となっております。議事にもございますが、いよいよ今回から下水道使用料それ自体を対象とした審議に入ります。</p> <p>それでは早速議事に入っていきたいと思います。最初にお手元の新聞記事をご紹介します。まず事務局から簡単にご説明をお願いいたします。</p>

事務局(伊藤)	<p>お手元に新聞記事を配布させていただきました。こちらは先月の11月19日の下野新聞の記事でございます。那須塩原市と同じ流域下水道に接続している大田原市が下水道使用料を値上げするというもので、平均で22%の値上げになり来年4月から適用するというものです。基本料金が150円上がり、1㎡あたりの超過料金についても15円ずつ値上がりし、湯屋用については15,000円だったものが17,000円となるという記事でございます。こちら参考までにお配りさせていただきました。</p>
太田会長	<p>こちらについては新聞記事ですので、質問などがあっても事務局では答えづらい部分もあるかと思えます。よって、早速ですが議事に入らせていただきたいと思えます。なお、議題(3)使用料改定の基本的な考え方につきましては、時間の関係で場合によっては次回に回すことにもなるかもしれません。あらかじめご了承くださいと思えます。</p> <p>それでは事務局からご説明いただきたいと思えます。</p>
事務局(久利生)	<p>ただいま議事のご案内があったわけですが、先ほどの新聞記事について少し補足させていただきます。こちらの新聞記事は11月19日のものですが、つい先週の記事ではこの件について議会で可決ということが載っておりました。また、この記事には書いてありませんが大田原市の場合、経費回収率というものでみますと現行のものが81.3%となっており、これを改定後は99.1%まで持っていくというお話を伺っております。こういったこともご参考にしていただければと思えます。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。それでは議事に進みたいと思えます。</p>
事務局(伊藤)	<p>それでは議題の(1)第4回審議会での課題ということで、前回の第4回審議会において、管渠の更新についてのご質問がありましたので回答いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>管渠の更新については、平成22年度に策定した下水道中期ビジョンを作成する際に開催した第10回下水道審議会において議論されました。下水道事業は財政規模が非常に大きく、今後、人口減少や下水道施設の維持管理・改築量の増大などの財政制約がより一層厳しくなることから「コスト～事業効果～リスク」、それらのバランスを十分に考慮した上で目標を定め、事業を実施する必要があります。</p> <p>また、各事業の実施状況やニーズ、財政状況などを総合的に考慮し最も効果的な事業内容を検討していく必要があるということで、下の図1-1でそれぞれの位置関係を示しています。</p> <p>2ページの図1-2改築サイクルの検討パターンイメージをご覧ください。下水道中期ビジョンを作成するにあたり開催した審議会において検討された3パターンを掲載してあります。</p>

左側の図「事業効果優先案」については、事業効果を優先するということで標準の耐用年数を採用した場合です。この場合は当然ながら事業効果は上がり、かつリスクの少ない時点で管渠の更新や処理場の電気設備等の更新ができるといったメリットがありますが、コストが増大いたします。

次に右側のコスト縮減優先案ですが、管渠は場所によっては120年程度持つ所もあるという考えと機械電気も30年間、土木建築も70年間は補修をしながら使用しようとの考えで作成したものです。当然ながらコストは縮減されますが、管渠の破損に伴う道路陥没や処理場の運転停止等のリスクが増大します。

中心に記載されているのが下水道審議会において決定されたバランス重視案になります。現在までの事業実績を元に更新時期を全国平均に設定し、管渠であれば85年、処理場の機械電気であれば25年、土木建築であれば60年と設定したのになります。現在の維持管理費水準の中で予防保全を行い、更新時期を延ばすことで事業費の低減を図るとの考えから決定されたものです。

3ページをご覧ください。

管渠の更新を検討するにあたっては、劣化状況を調査した結果に基づき老朽化対策を検討する「長寿命化計画」を策定する必要があります。ですが現段階では未策定のため下の青い枠の中に記載してある3つの条件のもと、管渠の更新事業については財政計画に計上してあります。

図1-3をご覧ください。

那須塩原市では、昭和48年から下水道管渠施設の整備を行ってまいりました。平成10年をピークに平成25年度末時点で汚水、雨水合わせて約490kmの整備を行ってまいりました。昭和48年に整備した管渠がちょうど40年を経過したところであり、図1-4をご覧くださいになっていただくと分かるように、今後、40年経過した管渠は増加していきます。

図1-5をご覧ください。

今回の財政計画を作成するにあたり管渠の更新については10年毎にまとめ、事業量が各年度でバラつきが生じないように計画し実施する予定で設定しています。

5ページをご覧ください。

図1-6に老朽化対策実施延長と改定率を図で示しています。平成62年度時点では、整備から40年を経過した管渠のうち28%に対して老朽化対策を実施する見通しです。今後管渠の長寿命化計画策定を行い、より精度の高い財政計画を作成し、次回の中期ビジョン見直し時に反映する方針でございます。

太田会長

ありがとうございました。議題の(1)第4回審議会での課題についてご説明いただきました。特に(1)管渠の更新については、どのように基本的な管渠の更新が考えられているのか、効果とリスクそれぞれを最適化して最もバランスのとれた案を採用するとなっております。4年前の前回審議会においてこうした考え方を採用した経緯がありまして、今回はそれを反映する形で具体的な事業計画に基づく使用料をご検討いただくこととなります。

	<p>従いまして、1・2 ページは前回審議会の基本的な考え方を再度お示しさせていただきました。それ以降の3・4 ページにつきましては、具体的な経年管渠の状態などがどう推移するのか、具体的な数字をグラフに置き換えてお示したものでございます。</p> <p>ここまでのところで何かご質問等があればどうぞ。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>それでは、次の議事に入らせていただきます。(2)使用料水準について資料の6 ページ以降を事務局にご説明いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。</p>
事務局(北村)	<p>それでは議事の2 番目、使用料水準についてご説明いたします。この議事については、資料の表紙をご覧くださいと、2. 使用料算定期間について、3. 使用料算定期間における収支見積、4. 使用料算定期間における目標経費回収率の設定、と3つの項目に分かれています。この3つの手順を踏んで、新しい使用料の水準について検討していきます。それでは、資料の6 ページをご覧ください。</p> <p>まず、2. 使用料算定期間についてです。前回第4 回審議会では、計画期間30 年間の財政計画をお示しさせていただきました。この財政計画に基づき、今回から実際に統一・改定後の使用料について検討を行っていきます。</p> <p>使用料算定期間とは何かといいますと、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間です。実質的に、今回改定する使用料体系の適用期間、並びに改定頻度ととらえることができます。</p> <p>下水道における使用料算定期間については、特に明確な規定などはありませんが、社団法人日本下水道協会から発行されております『下水道使用料算定の基本的考え方』という国土交通省監修の本がありまして、それによりますと、3 年から5 年程度とするのが一般的とされております。それは、下の四角の中のような事項を考慮してのこととなっております。</p> <p>1. 下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる。一方で、2. あまりに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。例えば10 年、20 年といった長期間で設定しますと、あまりに先の財政状況を予測するのは難しくなってくるので、3 年から5 年くらいが適当であるということです。</p> <p>那須塩原市としては、使用料算定期間として、平成29 年度から平成32 年度までの4 年間を設定する方針です。これは先ほどの「3 年から5 年程度」の期間に適合しております。平成29 年度開始としているのは、改定後の使用料を平成29 年度から適用させていく予定でおりますので、29 年度からといたしました。期間が終わる32 年度というのは、『那須塩原市下水道中期ビジョン』の計画期間が終了する年度と一致します。</p>

7ページをお開きください。3. 使用料算定期間における収支見積とあります。使用料算定期間を平成29年度から32年度の4年間と設定しましたので、この期間の収入、支出を見積もっていきます。この収支見積は前回第4回審議会でご審議いただきました財政計画を基に作成しております。7ページから9ページにかけて、4年間の歳入見通し、歳出見通し、使用料対象経費の見通しの表とグラフが載っております。なお、ここで提示しております歳入見通しのうち使用料収入の部分につきましては、現行使用料水準を維持するものと想定した数値が入っております。

では、8ページの歳入・歳出のグラフをご覧ください。上のグラフが歳入、下のグラフが歳出の見通しとなっております。グラフのイメージは、第4回審議会でお示した財政計画のグラフと同じようになっております。グラフの見方も前回と同じですが、欠席の方もいらっしゃいましたので、もう一度ご説明させていただきます。

歳入・歳出の総額は、一番低い平成32年度で約26億円、一番高い平成30年度で約33億円、平成29年度と31年度が約30億円となっております。歳入と歳出を関連付けながら、項目別にどのような見通しとなっているか見ていきますと、まず、上の歳入のグラフの赤い部分は使用料収入です。管渠整備が進むにしたがって、使用料収入も毎年800万～900万円ずつ増えていく見通しです。これと同じ傾向のものが、下の歳出のグラフの一番下の部分の維持管理費です。変化が見えにくいですが、汚水の量が増えるにしたがって、毎年400万～500万円ずつ増加しています。

次に、同じく歳出のグラフの青い部分をご覧ください。こちらは建設改良費となります。平成30年度の費用が多くなっておりませんが、こちらは黒磯水処理センターの管理棟建設、黒磯・塩原両水処理センターの設備更新が重なるためです。

建設改良費と関連するのが、歳入のグラフの藤色部分の国庫補助金、黄緑色部分の市債です。この2つは建設改良費の財源ですので、建設改良費に連動して同じ形になってきます。

今ご覧いただきました黄緑色の市債を返していく費用が、歳出のグラフの赤とピンクを合わせた資本費（元利償還費）です。赤が公費分、ピンクが私費分となっております。市債の償還年限は28年または30年ですので、この平成29年度から32年度というのは、盛んに建設工事を行っていた平成の初めの頃の市債の償還が終了する時期に入ってきます。ですので、二つを合わせた資本費そのものは年々減少していく見込みとなっております。

資本費と関連してきますのが、歳入のグラフの青と水色の一般会計繰入金です。青い部分が基準内繰入金、水色の部分が基準外繰入金です。資本費の財源は使用料であることが原則ですが、現実には足りない部分を一般会計繰入金で補っていますので、資本費と同じ傾向で年々減少していきます。青い部分は公費すなわち税金を充てることが認められているもの、水色の部分は使用料改定によって圧縮していかなければならないものです。

この使用料改定によって圧縮していかなければならないもの、というのが今回最も重要な部分でありまして、次の9ページをご覧くださいますと、棒グラフの左側が使用料で回収すべき資本費と維持管理費の私費分です。平成29年度が11億1,600万円、30年度が11億2,500万円、31年度が11億3,400万円、32年度が11億4,300万円となっております。それにオレンジ色の使用料収入を充てるわけですが、足りない赤い部分が基準外繰入金で補われる、ということになります。年あたりではおおむね9,100万円となっております。

次の10ページに進みます。

4. 使用料算定期間における目標経費回収率の設定とあります。ここでは、使用料算定期間内の使用料対象経費を、どの程度まで使用料収入で回収することを目標とするかについて検討を行います。ということで、先ほどの左側のページの赤い部分、現行水準ですと年あたり約9,100万円の基準外繰入金を圧縮し、資本費と維持管理費の私費分に対して使用料を充てる割合をどこまで高めていったら良いでしょうか、というお話になります。

今回検討していく目安として、使用料収入について下記の4ケースを設定しました。四角の中をご覧ください。市全体で見た場合の1 m^3 あたりの使用料単価、使用料水準と言い換えることができますが、それが高い順番に並べてあります。使用料単価は、いずれも消費税10%込みの額となっております。

Case1は、使用料対象経費を全額使用料収入で賄う、つまり経費回収率100%とする場合です。前回第4回審議会でご説明しましたように、100%を想定すると1 m^3 あたりの使用料単価は150円となります。2と3を飛ばしまして、Case4は、現行使用料水準を維持する場合です。使用料単価は137.9円/ m^3 です。その上のCase3は、平成24年度の全国の公共下水道事業（法非適用）平均単価まで単価を上げた場合で、141.9円/ m^3 となります。法非適用とありますのは、地方公営企業法が適用されていないという意味で、適用されているかいないかによって、会計の方式が違います。「適用」ですと一般企業と同様の経理方式、「非適用」ですと官公庁会計方式となります。那須塩原市の下水道事業は「非適用」ですので、同じ条件のものの平均を採用しCase3として設定しました。次にCase2は、Case1とCase3の中間案でございまして、使用料単価は145.9円/ m^3 です。

これらの4つのケースで使用料水準を設定して検討した結果、下の表のようになりました。表の左側の欄から見ていきますと、汚水処理費、目標使用料収入、基準外繰入金とありまして、これらはすべて平成29年度から32年度の4年間の金額を合計したものが入っています。例えば汚水処理費ですと、9ページのグラフでいうと緑と青の「資本費+維持管理費」を4年分全部足したものが、45億1,800万円ということになります。それを賄うための使用料収入をケース別に見積もると、目標使用料収入の欄の金額となり、汚水処理費と目標使用料収入の差額が基準外繰入金となります。

Case1は経費回収率100%とする場合ですから、期間内の基準外繰入金は発生しません。基準外繰入金の欄のカッコ書き、△3億6,400万円というのは、現

行使用料水準を維持する場合の Case4 と比較したものです。9 ページでご説明しました各年度の赤い部分、年あたり約 9,100 万円を合計すると 3 億 6,400 万円になりますが、その基準外繰入金がすべて解消されることが見込まれます。

次に Case2 では、期間内の使用料収入が 43 億 9,500 万円となり、基準外繰入金が 1 億 2,300 万円、1 年度あたりでは約 3,100 万円です。現行水準と比較すると、4 年間で 2 億 4,100 万円、1 年度あたり約 6,000 万円の基準外繰入金が削減できます。経費回収率は 97.3%です。

続いて Case3 では、期間内の使用料収入が 42 億 7,400 万円となり、基準外繰入金が 2 億 4,400 万円、1 年度あたりでは約 6,100 万円です。現行水準と比較すると、4 年間で 1 億 2,000 万円、1 年度あたり約 3,000 万円の基準外繰入金が削減できます。経費回収率は 94.6%です。

最後に Case4 ですが、こちらについては 9 ページと同じです。期間内の使用料収入が 41 億 5,400 万円となり、基準外繰入金が 3 億 6,400 万円、経費回収率は 91.9%となります。

経費回収率の欄の右に改定率というものがございます。こちらは、市全体でとらえた場合の現行使用料単価 137.9 円/m³から、それぞれ Case1 では 150 円/m³、Case2 では 145.9 円/m³、Case3 では 141.9 円/m³に上がった場合の増加率です。その右側の地区ごとの改定率は、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区それぞれの現行使用料単価から各ケースに設定した場合の増減率です。平成 25 年度決算の使用料単価を消費税 10%換算したもの、黒磯 145.9 円/m³、西那須野 140.0 円/m³、塩原 105.3 円/m³と比較しています。Case1 では、黒磯 2.8%、西那須野 7.1%、塩原 42.5%の増加となります。Case2 では、黒磯は増減なし、西那須野 4.2%、塩原 38.6%の増加となります。Case3 では、黒磯が 2.7%の減となり、西那須野は 1.4%、塩原は 34.8%の増加となります。Case4 では、黒磯 5.5%、西那須野 1.5%の減となり、塩原は 31.0%の増加となります。これらの改定率及び地区ごとの改定率は、それぞれ市全体、地区全体の平成 25 年度の使用料収入を有収水量で割った使用料単価からケース別に比較しているものですので、個々の使用者、例えば 1 か月に 20 m³使った場合についていくら上がるかというのは、次回以降、使用料体系を設定して比較してみないとわかりません。あくまで全体としてのイメージとして捉えていただければと思います。

11 ページをお開きください。10 ページでご覧いただいた表をグラフで表したものです。上のグラフを見ますと、青いグラフが現行水準で見た場合の使用料収入、黄緑色のグラフがケースごとの目標使用料収入です。赤の折れ線グラフが全体の改定率、青と黄緑の差が何%になるかを表しておりまして、メモリが 10%までしかないため傾きが急になっていますが、現行水準どおりの Case4・0%から経費回収率 100%の場合の Case1・8.8%までの上げ幅となっております。

下のグラフは、左側の紫と赤の積み上げが資本費と維持管理費の私費分、これは各ケース同じ値でございまして、右側にケース別の使用料収入があり、どの程度カバーできているかを赤の折れ線グラフである経費回収率で示していま

す。Case1 は 100%、Case2 は 97.3%、Case3 は 94.6%、Case4 は 91.9%となっています。

次の 12 ページをご覧ください。各ケースにおける特徴を整理すると、下の表のようになります。なお、各ケースでの使用料体系については、第 3 回審議会において 1 つの使用料体系に統一することを皆様にご確認いただきましたので、統一を前提としています。

上から順に見ていきます。Case1 では、経費回収率は 100%となり、基準外繰入金は解消されますが、すべての地区において負担増となります。改定率は全体で 8.8%と、比較的大きな改定率となります。

Case2 では、基準外繰入金が現状よりも減少します。年あたりでは約 6,000 万円減らすことができます。しかし経費回収率は 97.3%と、100%を達成できないため、さらなる使用料改定が必要です。地区ごとに見ると、黒磯地区は改定率が 0%ですから地区全体の水準としては据え置き、西那須野地区と塩原地区は負担増となります。

Case3 についても、基準外繰入金は現状より減少します。年あたりでは約 3,000 万円減らすことができます。しかし、経費回収率は先ほどよりも下がって 94.6%ですから、やはりさらなる使用料改定が必要です。地区ごとに見ると、黒磯地区は負担減となり、西那須野地区と塩原地区は負担増となります。

最後に Case4 では、現行水準を維持したうえでの統一というパターンですから、基準外繰入金を減らすことはできず、下水道事業の経営状況は改善されません。当然、Case2 や Case3 と同じようにさらなる使用料改定が必要になってまいります。市全体としての負担水準は変わりませんが、地区ごとに見ると黒磯地区と西那須野地区は負担減、塩原地区のみ負担増、ということになります。

ここで、改めて確認の意味で、前回平成 21 から 22 年度の下水道審議会からの申し送り事項はどういうものだったかを振り返ってみますと、改定の方向性として、「基準外繰入金を解消するための財源を確保する」ということと、「3 地区別に分かれている使用料体系を統一する」ということの 2 つが挙げられておりました。今回提示させていただきました 4 つのケースについては、いずれも統一を前提としていますので、2 つの課題のうち「統一」は解決できることとなります。もうひとつの課題である「基準外繰入金の解消」の視点から比較してみますと、Case1 では基準外繰入金が解消でき、課題が解決できるパターンです。Case2 と Case3 では、解消することはできませんが削減することはできます。つまり課題に関して改善が図れる、ということです。その効果は、Case2 のほうが大きいです。Case4 については、基準外繰入金の削減にはまったく効果がないため、課題の解決、改善につながっていないという問題を残すパターンであるといえます。

下水道事業の経営健全化だけを考えれば、経費回収率を 100%とし基準外繰入金を解消すべきであるのは明らかですが、今回は 3 地区の使用料を統一するため、地区によって改定率が異なります。設定した 4 つのケースの中には、すべての地区で負担増となるケース、負担が増える地区もあれば減る地区もある

	<p>ケースなどありますが、特に塩原地区においてはどのケースをみても負担が大きく増えてしまいますので、その点も考慮していただき、今回の改定ではどこに目標を置いたらよいか、ご審議いただければと思います。それによって必要な使用料水準が決まり、次回以降はそれを使用者の間でどのように配分していくかの作業に入っていきます。</p> <p>私からの説明は以上です。よろしくお願いします。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございます。具体的な費用の見積もりもさることながら、そうしたものを実際の使用料水準として、個々の利用者の実際の使用状況に落とす前に全体としてはどうなるのか、いわゆる全市的な負担水準として具体的なケースを想定し、シミュレーションしていただいたということです。ただ、その際には使用料体系の統一が前提となります。いまの下水道使用料水準との開き・乖離が生じておりますので、現状の使用料水準と改定したことによる使用料水準との開きが大きいほど改定率による負担増が大きくなる。こういう結果として具体的な想定がされたということでございます。</p> <p>いかがでしょうか、何かご質問があれば発言いただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>最初から経費回収率を 100%にして、基準外繰入金を解消することには抵抗がありますので、落ち着くまで段階的に上げていくというのはどうでしょうか。</p> <p>と言いますのも、少し前に那須塩原市の財政において 7 億 5,000 万円ほど純資産が増加したとの記事が新聞に載っておりました。使用料改定を行うことで 10 ページに書かれているとおり、経費回収率が最大 100%まで上がり基準外繰入金は減るのだらうと思います。ですが、使用料改定を行うと塩原地区だけがほかと違い単価が一気に上がることになる。この急激な変化に対して新聞に載っていた増加した純資産を下水道に充て、使用料を段階的に上げていくことはできないのでしょうか。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございます。今のご指摘ですが、純資産の中身が何かですけども、もし余剰財源が生じているのならば、それを使って負担の軽減に充てることはできないのか、というご提案でした。合わせて地区別に考えてみた場合、特に塩原の負担が大きくなるので、段階的に改定率を高めていくことはできないのか。結果的に基準外繰入金も段階的に減らしていくことはできないのかということだと思います。これはご意見なので、特に事務局については余剰財源が使えるのかどうかを確認してもらい、回答をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>基本的にこの間記事等載ったものに関しては、市が持っている公共施設等も含めて現在の資産価値がどのくらいあるのか、一般会計も特別会計も全部含めて数値的に表したものであります。従いまして、ただいま委員からご質問がありましたとおり、資産としてある程度見越せるのであれば、それを今回の使用料改定に充てている繰入部分に運用できないかということに関しては、基本</p>

	<p>的に今回の改定をお願いしようというものの中で下水道の特別会計、いわゆる企業的な要素を多く含んだ会計の中で赤字部分と申しましょうか、一般会計繰入金が発生しているので、それを解消できないでしょうかという皆様への審議をお願いした部分であります。従いまして、元々が一般会計から入っている繰入金について、どれだけ減らせるかということで皆様に審議をしていただいている状況でありますので、経費回収率が100%でなくてはならないのかという質問にも関係してくるものだと思います。まず100%でなくてはならないのかという部分は今後皆様に検討していただくものであります。</p> <p>回答が前後していますが、資産の繰り入れを考えてはまずいいのかと思っております。まずそれが一点でございます。</p> <p>次に100%でなくてはならないかということですが、今回というより前回の平成22年度からの審議会では、基準外繰入金を解消するための財源を確保するために使用料改定を実施してください、という答申でした。それにどれだけ近づけるのかということが今回求められているのかなと思います。</p> <p>もう一点、特定の地域になりますが、塩原地区の負担が大きく見える部分もありますので、ここで段階的という話もあがると思います。この点はただいま私どもで説明させていただいたCase1～Case4のシミュレーションの中で出てきた数字でありますし、説明の中でも触れましたが全体としての改定率ということで、各家庭の料金がどうなるかというのはまだ出ていないところであります。回答が長くなりましたが、そういった塩原の負担という部分は今後議論されるべきではないかと思っております。</p> <p>太田会長 まず、ご意見の部分と質問の部分がありました。最初に質問のところで純資産の増というご指摘がございました。そうしたものが具体的にどういったもので、キャッシュとしてあってそれを活用できるのかの確認と、仮にキャッシュとして使える財源があるということが確認できれば、それを下水道事業の会計に繰り入れることができるのか、その二点についてわかりますでしょうか。</p> <p>事務局(伊藤) 現在調べております。少しお時間をいただきたいと思います。</p> <p>太田会長 では、少し時間を置かせていただいて、その部分は保留とさせていただきたいと思えます。先ほどのお話の中に基準外繰入金を100%解消できれば望ましいが、それを一気にやるのか、段階的に考えるのはどうかという意見がでました。そのことと各地区との負担の違いをどう取り計らうのかといったことが絡んでいました。まずその点はいかがでしょうか。基本的には使用料統一というのは、同じ下水道事業のサービスを受けていながら、別建ての料金体系になっているというのは、早急に解消しなくてはならないことですので、その上に立って負担に関する対応を考えるということでございます。</p> <p>何かご意見はございますでしょうか。</p>
--	---

<p>委員</p>	<p>7 ページの項目についてご説明いただきたいと思います。歳出の維持管理費のところでは処理場費と流域下水道維持管理負担金について、この項目がどうい うものなのか具体的な中身を教えてくださいたいと思います。一般会計からの 繰入金で補っているということで、財源を使用料改定により確保することを話 し合っていますが、維持管理費の部分で削減をすることで、浮いたお金を充て るという削減案を考えてもよいのではないかと思います。まず、そういった方 法があるのかお聞きしたいです。</p> <p>Case 1 から Case4 までありまして、基本的に着地点としては Case 1 に持つ ていった方がよいというのはわかりますが、塩原がかなり大きく上がるというこ とで、個人的な意見ですが段階的に上げていった方がよいのではという思いが あります。また Case 1 になった場合、実際どれくらい上がるのか知りたいと思 います。</p> <p>最後に多量使用者に対して Case1、Case2 になった場合、緩和措置を考えてい かななくてはならないと言っておりましたが、そのあたりの具体的な方法も教え ていただきたいと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございます。三点あると思います。</p> <p>一つ目は収支見積もりの 7 ページ、その中の維持管理費の処理場費、流域下 水道維持管理負担金について中身のご質問がありました。合わせて維持管理費 全体についてももう少し経費を圧縮するようなことはできないか。</p> <p>そして、二つ目はもし圧縮できるのならば、その圧縮した部分を使用料改定 の際に充当して負担の軽減につなげることはできないか。</p> <p>最後、三つ目は個々の利用者、家庭用であったり、あるいは多量使用者の負 担がどうなるのかといった話は次回以降となるので、今日のところは全体とし てどうなるのかという内容となります。ある程度の心づもりを持った上で聞い てみたいということだと思いますが、具体的にどうなるのか多量使用者の負担 増についての対策など、事務局で可能であればお答えいただきたいと思いま す</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>私からお答えしたいと思います。補足があれば後から補足するという形でお 聞きいただきたいと思います。</p> <p>まず、一つ目のご質問でございますが、7 ページの維持管理費の中で処理場 費、流域下水道の維持管理負担金の中身についてどういうものかということ でございますが、皆様の家庭や事業所から出てくる汚水につきましては、ご存じ のとおり水処理センター、あるいは北那須の流域下水道にあります浄化センタ ーで処理することになります。</p> <p>最初の処理場費について基本的には単独の処理場ということになりますが、 黒磯にある水処理センター、塩原にある水処理センター、この二つの施設を維 持していくための歳出ということになります。では、具体的に何なのかとい うと、当然運営していくためには処理場ですから運転経費として人件費もござ いますし、電気料、機械の更新や修繕といったものが入ります。具体的には処理</p>

場を動かしていく経費です。

そして、流域下水道維持管理負担金は、先ほど言いました二つの水処理センターの他に、塩原地区ですと関谷地区、箒根地区、接骨木・横林地区、黒磯地区では東那須野地区が、西那須野地区は全域が北那須浄化センターという流域下水道の処理場を使っています。そこが汚水を流し込んでいる処理場であり、それに対する運転経費の支払いを私どもで直接的にするのではなく、栃木県のほうで運営しているものですので、それに対し負担金という形で支払っているものです。

続いて二つ目ですが、現行の維持管理費の中で削減できるようなものはないのかという大きいくりでお話したいと思います。現在、当然ながら皆様に使用料改定をお願いしている中で努力面といたしまして、先ほど挙げた単独の処理場が二つございますが、この処理場について運転管理を業者に委託しております。以前までは単年度ごとに契約していたものを3年間まとめて、もしくは5年間での複数年契約をさせていただいて、それによって生じるコスト削減などに取り組んでいるところでございます。

また、ここでの資料でも何度か出てきましたが、下水道の施設を整備するために市債を起こしているわけですが、それについて後年度に資本費の償還というものが行われております。

昭和時代、また平成の初め頃、かなりの規模で事業拡大をしてまいりました。その頃に借りたお金については利率が高いものが相当ございました。そういったものについて私どものほうで借換債というものを採用しまして、高金利のものから低金利のものへ転換を図ることであるべく利子の負担を減らすといった努力もしております。

また、処理場に流れ込む汚水ですが、皆様の家庭から流れてくるもの以外に不明水というものがございます。管渠やマンホールからお金を取れない水が浸入してくるものを不明水といいます。これらについて水が浸入しないように修繕をするためカメラ調査などを行い、必要な箇所に対して修繕工事を施して不明水を減らす努力をしております。これは結果的には処理場での機械を動かすための経費の縮減につながることでございます。

下水道管渠を整備した地域のすべての皆様が接続してくれるといいのですが、事情により接続できない方がおります。そういった方に速やかに接続してくれるようお願いする水洗化に取り組む傍ら、一方では使用料の改定をお願いしているというのが現状でございます。

三つ目については、あくまでも今は全体での改定率というような話をさせていただいております。少なくとも皆様も思われるところがあると思いますが、多量使用者については何らかの措置をしなくてはならないということで、これも前回の審議の中でも検討されたところでございます。そういった方に何らかの対応策をとる必要があるということで、例でいえば激変緩和、それから今後検討するとすれば、料金の中であれば基本使用料ですとか、基本水量で触れていくこととなると思います。このことについては、この後13ページで考え方を

<p>太田会長</p>	<p>ご説明したいと思います。それらを加味して今後検討していくものだと思っております。</p> <p>まとめといたしましては三つ目の質問に対して、何らかの対策を考えていかななくてはならないと考えております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次回取り扱う内容も含めてご説明いただきましたので、まだわかりづらい部分もあったかと思えます。</p> <p>先ほどの純資産の件について確認は取れましたでしょうか。</p>
<p>事務局(伊藤)</p>	<p>12月17日に新聞に載ったもので、那須塩原市の平成25年度の決算財務諸表ということで純資産7億5,000万円の増と載っております。この純資産につきましては、市が所有している固定資産なども全部含めて、市が所有する資産総額から負債(借金)分を引いた額のことです。それが平成24年度決算に比べて7億5,000万円増加したということです。こちらのお金を下水道特別会計への繰出金として全額充てられるかという、と、財政当局との話し合いになると思いますが、それについては厳しいところがあると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>7億5,000万円というのは、今現在そっくりあるということなのでしょうか。</p>
<p>事務局(伊藤)</p>	<p>こちらは固定資産、不動産等を含みますので、キャッシュとして持っているわけではありません。あくまでも固定資産などを全部含めた市の資産総額から市の抱える借金分を引いた額である純資産が7億5,000万円増加したとお考えください。庁舎も資産ですし、これは評価額の変化で減ることもあります。ですので、平成25年度の決算において7億5,000万円の純資産の増加があったと考えていただければと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>この件についてはわかりにくいのですが、例えばこの庁舎自体を資産評価すれば何かしかの金額で評価されます。かといってそれが現金としてあるかというところが違います。実際使われていたり、道路など敷地として活用されている場合もあるので、そうしたものを全部転売して現金化できるかといいますとそんなことはありません。会計上の数字として計上されたと考えていただいた方がいいと思います。実際に何にでも使えるような財源としてあるというよりは、資産として評価した場合にそうなったということだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>簡単に言えば、今話題になっている7億5,000万円は余剰財源ではないというしっかりとした認識をここで持つておかないと、お金があるんだという認識のある方が委員の中にはいらっしゃるようなので誤解されてしまうと思います。この西那須野支所の建物や本庁舎が無くなったら、行政の仕事ができなくなってしまふということを理解してもらふことが先決ではないでしょうか。</p>

太田会長	<p>その通りだと思います。何かに使える現金としてのお金があるわけではないということを理解していただく必要があるということです。</p> <p>他の方の意見はありますか。</p>
委員	<p>前にもお話があったと思うのですが、合併協議会の協議事項の中で公衆浴場にお風呂やシャワーで大量に水を使うホテル・旅館が当てはまるかどうかの話があったと思います。それともう一つ水道料金とリンクしている下水道使用料ですが、水道は塩原の場合、水源地があるので非常に安かった。水道料も安かったし下水道料も安かった。水道も大幅に上がり、下水道も上がるというところと全部均しにすると42%くらい値上がりする。合併の時の申し送りでは塩原町であれば、公衆浴場とかホテルとか旅館は合併時において設定すると書いてあったので、ホテル・旅館については、この項目を利用して若干低く抑えることはできないのでしょうか。</p> <p>他の観光地との料金面での競争もありますので、そういう中で固定費の水道・下水道が大幅に上がるということになると大変厳しい。また市としても観光客が減るということは決してプラスではないと思うので検討していただければと思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。前回の平成22年度の審議会、その時に先ほどのご説明にもあった通り、激変緩和ということも考慮に入れていたと思います。ただ前回のときは地区別の扱いをどうするかというようなことではなかったと思います。地区別というよりは塩原という温泉地において旅館ホテルを運営されている方がおられ、その方々が結果として多量使用者ということになりますので、そういう方々を対象とした激変緩和というものを検討してきたということだと思います。</p> <p>また、地区として観光地間の競争があるので、そのあたりを考慮する必要があるのではないかということだと思います。これにつきましては水道料金が先行して改定しており、激変緩和措置の取り扱いも定めておりますので、水道の方の取り扱いとある程度の整合性を保っておかないといけないと思います。そういった細かな話しは次回以降となるのですが、観光地政策に係る話について事務局として何かお答えできることはありますか。</p>
事務局(久利生)	<p>ただいま委員から合併当時のことも含めてお話がありました。合併の頃、多量使用者に配慮するといった申し送りがあったのではないかとということと、観光面で他の観光地との競争が激化している状況で、料金が上がれば競争力が弱まってしまうとの話だったと思います。</p> <p>まず、一点目のところでございますが、これは総括して多量使用者ということで、措置については今後議論を委ねたいと思います。</p> <p>また、二点目の観光面での配慮はできないのかということでございますが、これについて原理原則でお話しさせていただきます。あくまでも観光面という</p>

	<p>ことになりまして市全体での考え方になろうかと思えます。一方で少し厳しい話になると思えますが、下水道については特別会計ということで企業経営をする必要がございます。つまり企業会計というのは下水道の場合、使っている人に対して料金の負担を求めるといふものであり、これが下水道を使っていない人のお金まで回っていることに対しては、市民全体への公平性が薄れてくるということになります。このあたりは水道料金とは少し違うと思えます。すべての市民が水道を使えるという点に関して疑問があると思えますが大部分が使える。しかし、下水道については本当に特定の人が使っているということで、その点は独立採算制を重んじる観点から下水道事業の中で赤字部分を解消することが現在の目標でございます。</p> <p>では、まるっきり見捨てるのかという話になってくると思えますが、例えば観光支援ということになりますと市全体での政策に関わってくるものと思えます。したがって、そこで競争性を保つためには観光面で別に政策を展開することが妥当なのではないか、というのが事務局としての考えでございます。</p>
<p>太田会長</p>	<p>明確なご回答だと思えます。結論から言うと観光地に配慮するというのは重要なテーマだと思えます。ただ、それを下水道使用料の軽減という形で下水道が考えるべきなのか、市全体で観光政策として考えるべきなのかということだと思えます。そうでないとその部分の負担を他の地域の住民の方々が使用料で負担するという変な話になってしまいます。</p> <p>ですので、もし配慮が必要なのであれば、それは別途、観光産業政策として市全体が取り組むべきで、その時に下水道使用料の軽減も必要だと全市的な判断がされれば、その部分を特定して一般会計から繰り入れるということはあると思います。下水道会計の中で負担を引き受ける形で解決することにはなかなかならないと思えます。</p> <p>他にございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>本日は前々から申し上げているとおり、どの程度負担増になるかという個別の要素を含めた形でご提示させていただいたわけですが、最終的にはご利用になる市民それぞれの使用実態に即して、使用料を改定したときどのように負担が具体化していくのかを見極めなければ、なかなか実感として激変緩和措置が必要かどうかの判断も難しいと思えます。そのあたりは次回以降に具体的な話を進めさせていただきたいと思えます。ただ現時点でいうと前回審議会の結論として、激変緩和措置が必要であるという点も含め、この審議会においても検討するということになると思えます。</p> <p>時間に余裕があれば次に進みたいと思えますがどうでしょうか。</p>

事務局(久利生)	<p>本日、皆様にご説明した 12 ページまでのものについて、Case1～Case4 までございますが、どのあたりで進めていくという意思表示をいただかないと、次の具体的な数字を入れ込む段階に入れられない状態でございます。厳しい段階ではありますが、意思表示をいただければと思います。</p>
太田会長	<p>確かにわかるのですが、委員からも実際の値上げはどの程度になるのかと具体的なご質問いただきました。したがって、Case1～Case4 までのどれを取るのかを決めることが次のステップへ進むための重要なポイントになるのですが、4 つのうちどれかに決める選択を現段階でやるべきか、ちょっと今の段階で判断するのは難しい、と考える方がおられましたらどうぞ。</p>
委員	<p>Case1～Case4 のどれかを決めるということは、経費回収率を 100%から 91%のどれにするかといったことですよ。100%が一番いいとは思いますが、委員全員の意思統一ができるかどうか難しいと思います。この回収率をどう持っていくかということ審議会の中で決めないと、前に進めないと思います。</p>
太田会長	<p>具体的な詳細についてのご議論をいただく前段階として、4 つあるケースのうちどれを選ぶかについては、前提である基準外繰入金を 100%解消するのか、それとも段階的な解消を目指すのかということで、どの程度にすべきか選択が分かれると思いますが、必ずしもすべてを解消するものではないと思います。それを念頭に置いた議論が必要ではないかということですが、どちらかというとも 100%回収するか、それ以外という形になるかだと思います。そういった一つの集約の仕方はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ただいまの議論は確かに道筋を提示するために、ケースのどれにしようかという審議会の皆様方の合意形成が必要だと思うのですが、さきほどいただいた資料にある地区ごとの回収率を見ると、地区ごとの大まかなものなので詳細は具体的にわからないのですが、最低のラインであっても塩原がダントツに高くなると思います。やはり改定する場合に一番大事なことは、本当にそれで負担に耐え得るのかを一つの目安として考えることだと思います。単純に Case1 にしようか Case3 にしようかということは、なかなかこの段階で私自身は決めかねてしまいます。</p> <p>なので、大変かもしれませんがケースのいくつかについて具体的な数字を出していただいて、これなら苦しいけど負担に耐えられるという方針があつて初めて委員会で取りまとめができるのではないかと思いますので、事務局は大変だと思いますがご検討いただけたらと思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。4 つのうちどれを選ぶかの取捨選択をこの場で決めるのは、今までの議論を踏まえてもなかなか難しいと思われれます。ですが、何も決めずに次に進むということも難しいところがあります。いかがでしょうか</p>

委員一同	<p>Case4 というのは現状と変わりませんので、これを選択することはないということによろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p>
太田会長	<p>そうなると Case1～Case3 の三つのうちどれかということになると思います。ただ、その場合も Case1 は経費回収率が 100%で Case3 は 94.6%、改定率でいえば 2.9%ですが、これでも基準外の繰入を今後も継続することになると思います。議事進行案としては、かなりざっくりとした考え方として、Case4 は外して三つを取るのか、それとも上二つを取るのかは次回以降に決めるというのはどうでしょうか。選択肢を細かに出してそれぞれ検討することも一つの方法ですが、大体の到達点、目安といったものを設定し、それに向けてまとめていくために今日の中でどれか一つは難しくても、二つか三つに絞り込んで整理していくというのがよいと思いますがどうでしょうか。</p>
事務局(久利生)	<p>事務局から 10 ページの表 4-1 について少し説明させていただきたいと思います。まず Case1 は経費回収率が 100%です。この場合は言葉が非常にはっきりしてしましますが、地区ごとの改定率がそれぞれ 2.8%から 42.5%という数字が出ておまして、つまり、どこの地区も値上げされるということです。</p> <p>Case2 につきましては少し変わります。黒磯地区は 0%、西那須野地区が 4.2%、塩原地区が 38.6%、このラインでみますと現行よりは下がる場所はどこもない。一般会計繰入金をもらっている上で下げるところはない。</p> <p>そして、Case3 の場合は、そうはいつでも全体では経費回収率を少しでも上げようという中で、黒磯地区の人については 2.7%下がっており、片や上がる人がいて片や下がる人がいるということがこの表の中で読み取ることができます。そういった側面からも判断していただきたいと思います。</p>
太田会長	<p>なかなか負担増については、ある程度微妙なバランス感覚が必要と思いますが、一方で値上げする地区と値下げする地区があるというのはどうでしょうか。少なくとも現行水準を基本にして、どれだけ上がるかというところでの負担の分かち合いをいただくのが、一番市民の合意形成を含めて望ましいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>少なくとも Case1 か Case2 だと思います。</p>
太田会長	<p>そうだと思います。</p>
委員	<p>回収率 100%ではなく、97.3%位にとりあえずは…</p>

委員	<p>たとえ 100%にできたとしても軽減率を考えれば、100%でやっても実際には 100%にならないですよ。そういったことも考えなくてはならないのではないですか。なので、4 年後に全部合えばいいかなと、二年で上げて、さらに二年後に上げるという方法もあるのではないかと思います。</p>
太田会長	<p>そのあたりの激変緩和的なことも次回は考えていかななくてはならないと思います。ただ経費回収率が 100%というのは実経費の回収率の問題でして、これには財政政策が絡んでおり、那須塩原市の自己持ち出し分が解消されると考えてよいということだと思います。厳密な意味では、すべて直ちに使用料の徴収で賄えるということにはなり難いと思います。一方で基準内という意味で、那須塩原市としての一般会計の下水道特別会計に対する独自の財政負担分、つまり持ち出し分が 0 という意味でご理解いただければと思います。</p> <p>いずれにしましても、下がる地区と上がる地区があるというのはなかなか納得いかないのではないかと思います。なので、今日のところは Case1 か Case2 ということになると思います。今日のところはこのどちらかに決定するのではなく、1 と 2 を対象として次回以降検討してもらおうということでしょうか。</p>
委員一同	<p>《異議なし》</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。事務局としては作業量が多くなってしまいますが、よろしく願いいたします。</p> <p>次の議題に入りますか。</p>
事務局(久利生)	<p>次回とさせていただきます。</p>
太田会長	<p>では、議題の(3)使用料体系の基本的な考え方については、次回へ繰り越しとさせていただきますと思います。</p> <p>他にこの場で何か聞いておきたいことなどありますかでしょうか。</p>
委員	<p>過去の資料を見てわからなかったのですが、板室の現在の料金体系はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局(北村)	<p>板室については黒磯地区の体系が適用されています。</p>
委員	<p>毎回、こういった塩原がひどいというような話になってしまっていて、それでも那須塩原市全体を考えると統一した方がいいだろうという結論になって、同じような流れが繰り返されている気がします。</p>

太田会長	<p>おっしゃる通りだと思います。特に塩原がということで答申書には特定してはませんが、多量使用者に対する激変緩和とは具体的に塩原のことですので、委員から指摘されたようなことはこの審議会で決着をつけましょう。</p> <p>他に何かございますか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>では、事務局へお返しいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>本日は中身の濃い議論がなされたと感じております。ありがとうございました。それでは、次回の開催についてでございますが、第6回那須塩原市下水道審議会は平成27年2月9日を予定してございますので、ご出席をお願いいたします。時間は本日と同じ午後1時30分からとなっております。</p> <p>以上で第5回那須塩原市下水道審議会を終了とさせていただきたいと思っております。本日は大変お疲れ様でした。</p>